

墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 墨田区基本構想（平成17年11月28日議決）に掲げられた協治（ガバナンス）による地域社会を構築していくに当たり、区民等の意見を反映させ、墨田区における協治（ガバナンス）を実現するための区民の区政への参画の方法や協働の仕組み等を検討するため、協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、区長に対して報告するものとする。

区民の区政への参画方法

協働の仕組み

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

学識経験を有する者 3人以内

公募を含む区民 7人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定により区長が委嘱した日から委員会が第2条に規定する報告を行った日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は2人とし、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の結するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（会議の公開）

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(区民意見の反映)

第 8 条 委員会は、第 2 条に規定する報告をするに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない。

(幹事)

第 9 条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、職員のうちから区長が指名する。

3 幹事は、委員会に出席し、委員の質疑に応答し、又は審議事項に関して説明し、若しくは必要な意見を述べるものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、企画経営室政策担当において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企画経営室長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から適用し、第 2 条の規定により区長に報告する日をもって失効する。

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の適用の日以後の最初の委員会は、区長が招集する。